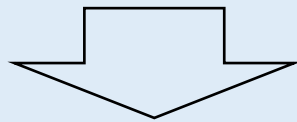


「環境との調和に配慮した事業実施のための
調査計画・設計の技術指針」の改定について
【技術小委員会への付託事項】

<改定の背景>

- 「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」は、農業農村整備事業における「環境との調和への配慮」の一環として、「生物」に配慮した調査、計画、設計・施工、維持管理及びモニタリングを進めるための技術参考資料として定めたもの。
(平成27年に最終改定)



10年経過

- 環境との調和への配慮の原則化から 20 年を迎えるに当たって、有識者による今後の生態系配慮の方向性（提言）、「農林水産省生物多様性戦略」の改定、「食料・農業・農村基本法」の改定、生態系配慮に関する新たな手引き等の内容を反映する必要。

<主な検討内容>

- ① 生態系配慮の指導・助言体制の強化、新技術の活用等について記載
- ② 外来生物の定着防止に関する施工時の流出防止策、防除方法等について記載
- ③ 生態系ネットワークの保全に関する工法等について記載
- ④ ため池廃止時における環境配慮手法等について記載

以上の事項について、技術小委員会へ付託し、調査審議させるものとする。